



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

採用に対する意識調査

2010年春に4年制大学を卒業した学生の就職率が60.8%と前年比7.6ポイント低下するなど非常に厳しい新卒者の就職状況が続いています。一方で、就職活動の早期化と長期化への対応として選考の開始時期を遅らせる動きも出てきています。

帝国データバンクでは、新規学卒者の採用に対する企業の意識について調査を実施しました。調査時期は2010年10月19日～31日。調査対象は全国2万2822社で有効回答企業数は1万1163社です。

新規採用、定期的に「ある」企業は30.8%

企業の30.8%が新卒者を定期採用。一方、定期採用のない企業は62.5%。大企業では6割超が定期採用をしているが、中小企業では2割程度。

採用活動の早期化や既卒者の就職難「問題あり」と考える企業が67.0%

企業の3社に2社は新卒の採用活動が早期化している現状に問題があると認識している。しかし優秀な人材の確保競争のなかで採用活動を早める企業も多く、求職者と企業の双方で負担が増加。

採用活動の開始時期、半数超の企業が遅らせる事に「賛成」

過半数の企業が採用活動の開始時期を遅らせる事に賛成。特に、これまで定期採用を行っている企業ほど肯定的。ただし、就職協定の順守を条件とする意見も多い。

既卒者の新卒扱いでの採用、4割弱の企業が賛成するも、見方は割れる。

企業は既卒者を新卒扱いとして採用することに38.4%が賛成するも、反対が23.2%、分からないも38.4%と判断しかねている様子。

厚労省は、厳しい就職状況にある既卒者の就職促進のため「新卒者就職実現プロジェクト」として3年以内既卒者の採用企業への助成金を創設しました。

(1) 「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」

大学・高校等を卒業後3年以内の既卒者を正規雇用へ向けて育成するため、有期で雇用し、その後正規雇用へ移行させる事業主に対する奨励金(有期雇用(原則3か月)1人月10万円(最大30万円)、正規雇用移行から3か月後に50万円支給)。

(2) 「3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金」

大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人を出し、既卒者を正規雇用する事業主に対する奨励金(正規雇用から6か月経過後に100万円支給)。

いずれの奨励金も平成24年3月31日までの暫定措置の奨励金です。

詳細は厚生労働省の報道発表資料 2010年9月をご確認ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r985200000sf7z.html>

**情報会員募集中** 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

## Question (100%グループ内の法人からの受取配当等の益金不算入)

当社(A社)は、製造業を営む内国法人です。毎年、100%子会社(B社)から配当を受けています。平成22年度の税制改正で受取配当等の益金不算入制度が改正されたと聞きました。弊社にはどのような影響がありますか？

## Answer

平成22年度税制改正により、完全子法人株式等(B社)につき受ける配当等については、負債利子を控除せず、その全額が益金不算入とされます。従って、貴社に負債利子がある場合、法人税の課税所得の計算上、メリットが生じます。

## 解説



### <概要>

内国法人が完全子法人株式等につき受ける配当等の額については、所得の金額の計算上、負債利子を控除せず、その全額が益金不算入とされます。

100%グループ内の二重課税を防止するとともに、配当について課税しないことでグループ内での資金移動を活性化させ、親法人の株主配当の増加や設備投資の促進が期待されます。

### <完全子法人株式等>

配当等の額の計算期間の開始の日からその計算期間の末日まで継続して、完全支払関係がある場合における配当等を支払う内国法人の株式等をいいます。

### <負債利子>

借入金の利子、社債の利子、手形の割引料等のうち、株式の価額に対応する部分の金額として、次の算式により計算した金額

$$\text{【算式】 支払利子等} \times \text{配当に係る株式の価額} / \text{総資産価額}$$

### <具体例>

#### 前提(A社)

総資産 1,000万円、B社株式 200万円、支払利息 80万円、配当金 100万円

#### 現行

受取配当金 100万円

負債利子 80万円  $\times$  (200万円 / 1,000万円) = 16万円

益金不算入額 - = 84万円

#### 改正

受取配当金 100万円

負債利子 なし

益金不算入額 - = 100万円

### <適用時期>

平成22年4月1日以後開始事業年度から適用されます。

## 根拠条文等

法人税法 第23条(受取配当等の益金不算入)

関係法人株式等の範囲等(法人税法施行令第22条の2)

負債の利子に準ずるもの(法人税法施行令第21条)

お問合せ先:朝日税理士法人 052-571-5480 または info@asahitax.or.jp